

=====

受験番号：5R5019

=====

※以下に解答を「共通問題の解答」「選択技術分野問題の解答」の順に記入してください。
(試行受験の際はアンケートの回答のみ記入してください。)

<共通問題解答>

有効な特許を発行するために、特許庁は不適切に特許を発行しない義務と、不適切に特許を拒絶しない義務の二つを負っている。発明者に適切な保護範囲の特許が発行されるときに、革新と技術進歩は最も促進される。

米国特許規則1.56や他の条文として定義される規則は、特許出願の準備や手続きに関わる個人に対して特許庁との手続きにおける誠実・善良義務を起想させるものであり、特許庁に対しては特許出願の審査を効率的及び効果的に実施するのに必要な情報をタイムリーに入手するのを助力するものである。上記条文において特許出願の準備と手続きに関わる個人とは、例えば、出願書類に記載された各発明者、出願の準備や手続きをする弁護士や代理人である。開示義務のある個人は、「出願の準備や手続きに実質的に関わった」者に限定されている。これは、タイピストや秘書や同じように出願を助力する事務員には開示義務が及ばないことを明記したものである。

開示義務を有する個人は皆、知っている重要な情報を、その情報源や如何にしてその情報を知ったかに関わらず、特許庁に開示しなければならない。情報源や情報を得た状況ではなく、情報の重要性がその情報を特許庁に開示する必要性に関与する。もし重要なら、その情報を特許庁に開示しなければならない。

重要な情報の開示義務は、個人が出願時より前あるいは出願時に知っていた情報や、特許化の手続き中に知った情報に及ぶ。